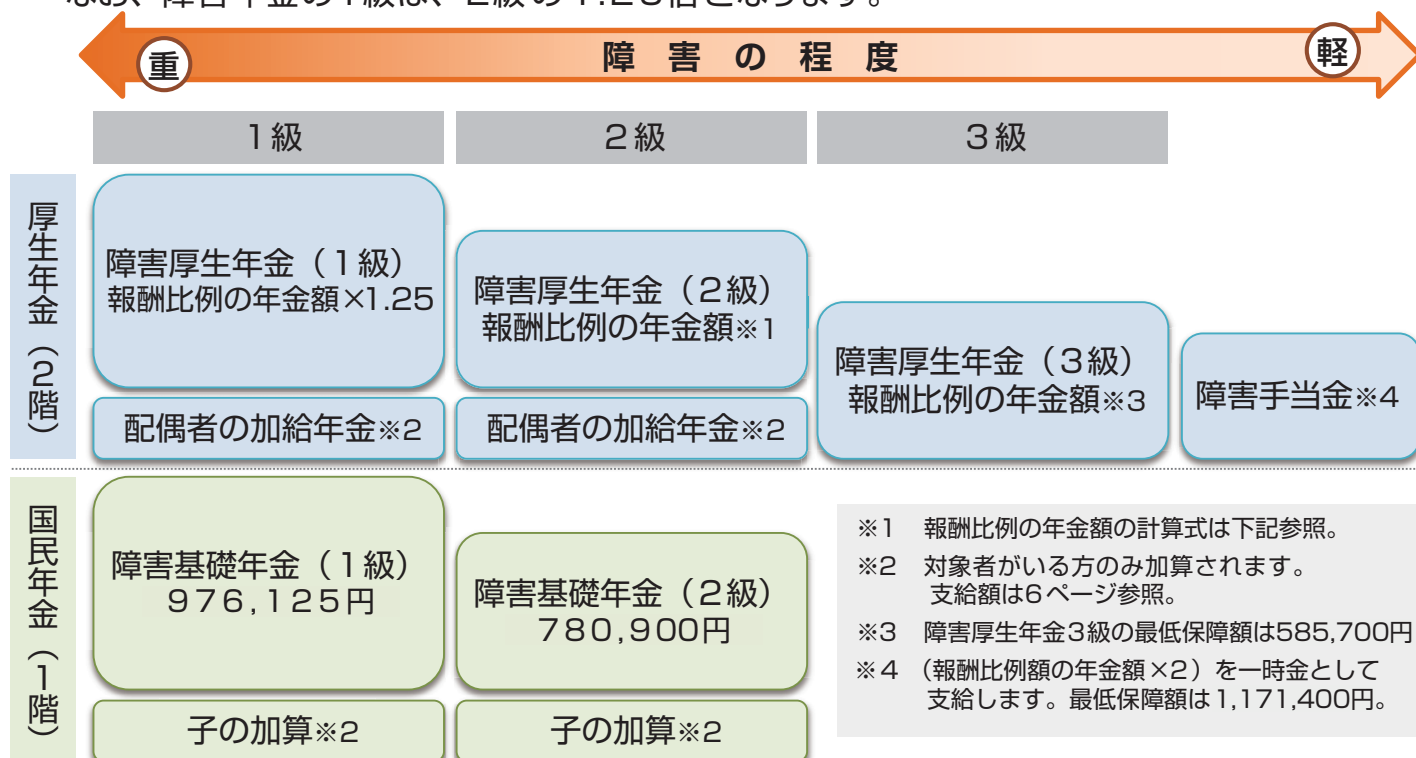


障害年金・障害手当金の額

障害基礎年金・障害厚生年金の等級と年金額

障害の状態により、障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができます。また、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。
 なお、障害年金の1級は、2級の1.25倍となります。



図は、イメージのため実際の支給額と異なる場合があります。

障害年金額(報酬比例)・障害手当金額の計算式

$$\text{報酬比例の年金額} = A + B$$

A：平成15年3月以前の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬月額}^{\ast 1} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数}^{\ast 3}$$

B：平成15年4月以降の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬額}^{\ast 2} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数}^{\ast 3}$$

- ※1 平均標準報酬月額・・・平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。
- ※2 平均標準報酬額・・・平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。
- ※3 加入期間の月数・・・加入期間の合計が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。また、障害認定日がある月後の加入期間は、年金額計算の基礎となりません。